

廃棄物減量等推進員募集

ごみの減量、適正な処理と再利用の推進を図るために活動する「廃棄物減量等推進員」を募集します。推進員は、一般廃棄物の減量と適正処理、資源物の資源化・再利用などを市や事業者と協働で推進するための具体的な活動を行います。活動は平日の昼間が中心になりますが、ごみの減量や資源化について興味があり、一緒に考え行動していただける方の応募をお待ちしています。

▽任期 4月から2年間

▽会議の開催回数など 定例会月1回程度、活動は必要に応じて随時

▽対象 市内在住で20歳以上の方

▽募集人数 15人以内

▽報酬 年額1万8千円

▽応募方法 3月14日(金)までに、氏名、住所、電話番号、生年月日、「ごみの減量や資源化などに関すること」を任意の用紙に400字程度でまとめ、送付するか直接お持ちください。

▽応募・問合せ 生活環境課 清掃・リサイクル係(〒197-0814 二宮350、直通558・1830)

▽申込み方法 電話で申し込んでください。

▽申込み・問合せ 生活環境課 清掃・リサイクル係(直通558・1830)

ダンボール方式、生ごみ(減量・堆肥化)講習会を開催します

ダンボール方式コンポストは、バクテリアの力で生ごみを水分と炭酸ガスに分解するものです。生ごみを毎日入れてもダンボール箱の中の量はほとんど増えません。毎日のちょっとした手間で生ごみが減量できます。生ごみを数か月投入した後、約1か月で堆肥として使用できます。

▽日時 3月11日(火) 午前10時30分(1時間程度)

▽場所 市役所5階503・504会議室

▽講師 廃棄物減量等推進員

▽対象 市内在住の20歳以上の方

▽定員 30人(申込み順)

▽その他 講習会終了後、実践される方には材料キット(みかん箱程度の大きさ)をお渡しします。年度ごとに1年に1回の配布になります。春・秋のリサイクルフェアの講習会に参加した方はキットがもらえます。

従業員の市・都民税を給与天引きしていない事業所の方へ

特別徴収にご協力を

西多摩地区の市町村では、納税しやすい環境づくりのため、市・都民税の給与天引き(特別徴収)を推進しています。

法令の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、従業員の方の市・都民税を毎月の給与から特別徴収し、市に納税することになっていきます。

特別徴収する税額は市から通知しますので、所得税のような税額計算や、年末調整をする手間はかかりません。従業員の利便性向上にご理解いただき、特別徴収について、ご協力をお願いします。

▽問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

非常勤嘱託員募集



▽職種 保健師か精神保健福祉士

▽雇用期間 4月1日(火)～平成27年3月31日(火)

▽勤務日 月16日間

▽勤務時間 午前9時から午後5時まで(実働7時間)

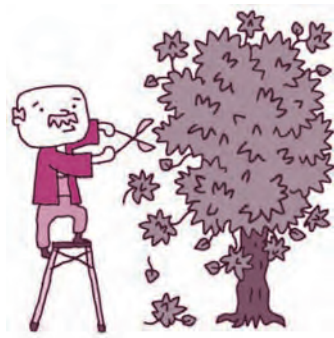
▽勤務場所 障がい者支援課障がい者相談係(市役所1階)

▽勤務内容 精神保健関係業務、相談支援等の対応、障害支援区分認定調査業務など、障がい福祉全般に係る業務

▽報酬 月額1万3020円

▽募集人員 1人

安全で快適な道づくりにご協力を



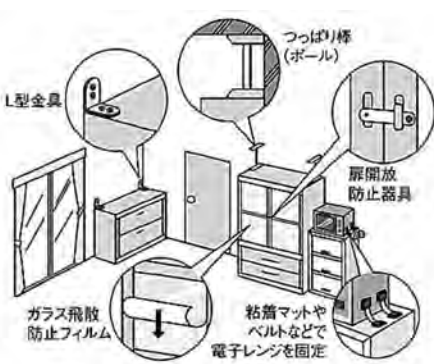
道路沿いの生垣や庭木の枝が伸びていると、カーブミラーや信号機などが見えなくなり、車や歩行者の通行の妨げになることがあります。また、倒れた樹

▽資格 保健師か精神保健福祉士の資格を有する方

▽応募方法 3月10日(月)までに履歴書(上半身正面脱帽写真貼付)と資格を証明できるものの写しをお持ちください。

▽問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

家具の転倒・落下・移動防止対策を



近年発生した大きな地震で、がをした人について調べたところ、原因の約30～50%が家具などの転倒・落下によるものでした。家具などの転倒・落下は、直接当たってけがをするだけで

木を放置していると、思わぬ事故を招くことがあります。道路の事故防止と安全対策のために、生垣や樹木の手入れを計画的に行いましょう。

次のような行為も、直接通行の支障となり危険なので行わないでください。

●路上に商品や置看板を並べる
●自転車・バイクなどの放置
●車などの出入りのために段差プレートなどを置くこと
●段差プレートなどは、歩行者がつまづいたり、自転車やオートバイが乗り上げて転倒する恐れがあり非常に危険です。

▽問合せ 管理課管理係

なく、つまづいて転んだり、割れたガラスを踏んだり、避難通路をふさいだりすることがあります。

市では、家具転倒防止器具の取付け手順を紹介したDVDの貸し出しを行っています。大切な命を守るために、家具の転倒・落下・移動防止対策を進めましょう。

▽問合せ 地域防災課防災安全係、秋川消防署(☎595・0119)

水道使用の開始・中止など各種お問い合わせ



水道局多摩お客さまセンターにご連絡ください。

▽受付時間 午前8時30分～午後8時(日曜日、祝日を除く)

※漏水事故など緊急のご用件に

春の火災予防運動実施
3月1日(土)～7日(金)
「うれしいね 防火で笑顔の人と町」

市消防団では、火災予防運動の期間中に消防車両による広報、看板の設置など防火広報活動を実施します。

▽重点推進項目

●住宅防火対策の推進
●事業所の防火安全対策の推進

ついては、24時間365日ご案内しています。

▽問合せ

●引越しや契約の変更：☎0570・091・100(ナビダイヤル)、☎548・5100
●料金、漏水修繕 その他：☎0570・091・1001(ナビダイヤル)、☎548・5110

「菱光石灰工業株式会社
八王子砕石工場採掘区域拡張事業その2」に係る見解書の縦覧

八王子市美山町と小津町に計画されている「菱光石灰工業株式会社八王子砕石工場採掘区域拡張事業その2」について、見解書を公表します。

▽縦覧期間 3月3日(月)～24日(月)

▽縦覧場所 生活環境課、五日市出張所、中央図書館、東部図書館エル、五日市図書館

●地域の防火安全対策等の推進
●山火事予防対策の推進
●車両船舶の火災予防対策の推進

主な行事など

▽消防ふれあいフェア

●日時：3月7日(金) 午前9時～午後3時

●場所：秋川消防署秋留台出張所(秋川5-6-2)

●内容：消防自動車展示、ミニ消防車や起震車の乗車体験など

▽その他 防災訓練・自衛消防訓練などを希望する場合は、秋川消防署まで連絡してください。

▽問合せ 地域防災課防災安全係、秋川消防署(☎595・0119)

「都民の意見を聴く会」の開催と公述人の申し出

見解書の公表に伴い「都民の意見を聴く会」を開催します。この会において、意見を述べようとする方(公述人)は、事前に申し出が必要になります。

▽日時 4月11日(金) 午後1時30分(1時から傍聴券配布)

▽場所 八王子市横山市民集会所(八王子市並木町15-15)

※公述人(申し出者)がいなかった場合は、開催しません。

▽申し出手続き 3月11日(火)から25日(火)まで、住所、氏名、電話番号、公述要旨、事業名を記入し(様式自由)、持参するか送付してください。

▽申し出先・問合せ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課審査第一係(〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1、☎03・5388・3440)